

岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部第3回本部員会議

次 第

日時 令和2年3月6日（金）

9時00分から

場所 県庁3階 第一応接室

1 開会

2 議題

(1) 新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

【資料1】

(2) 各部局の取組状況等及び今後の対応方針

【資料2】

3 その他

4 閉会

新型コロナウイルス感染症に係る対応等について

1 これまでの対応状況

(1) 国の対応

- 1月6日 ・ 各都道府県等に対し、**武漢市**滞在歴を有する患者の医療機関での感染対策の徹底等を要請
- 1月7日 ・ 各検疫所に対し、有症状者に対する自己申告の呼びかけ、受診勧奨文書発出
- 1月16日 ・ 国内患者発生を受け、国民にメッセージ発出（通常の感染対策の呼びかけ等）
- 1月21日 ・ 関係閣僚会議を開催
- 1月30日 ・ 「**新型コロナウイルス感染症対策本部**」（本部長：首相）を設置
・ 全国知事会が「**新型コロナウイルス緊急対策会議**」を設置
- 1月31日 ・ **WHOが「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態」を宣言**
・ 外務省が感染症危険情報を、中国全土を対象に「**渡航自粛**」に引き上げ（湖北省は渡航中止勧告）
- 2月1日 ・ 新型コロナウイルス感染症を「**指定感染症**」等に指定する政令施行
・ 出入国管理法に基づく入国規制の実施（湖北省発行旅券を所持する者及び14日以内の湖北省滞在者）
・ 都道府県に対し、下記の体制を今月上旬までに整備することを要請
① 次医療圏毎の「**帰国者・接触者外来**」の設置
② 「**帰国者・接触者外来**」への受診調整を行う「**帰国者・接触者相談センター**」の各保健所への設置
- 2月13日 ・ 新型コロナウイルス感染症を検疫法上の隔離・停留できる感染症とするため、また、無症状病原体保有者を入院措置・公費負担とするため、関係政令を改正
・ 新型コロナウイルス感染症の流行が確認されている地域に「**浙江省**」を追加
- 2月16日 ・ **感染症対策専門家会議**を開催し、対策について医学的見地から対応策等を協議
- 2月19日 ・ 第2回感染症対策専門家会議を開催し、患者が増加する局面を想定した対応について協議
・ 相談・受診の目安について協議
- 2月24日 ・ 第3回感染症対策専門家会議を開催し、感染対策の基本方針について協議
- 2月25日 ・ 政府対策本部において、「**新型コロナウイルス感染症対策の基本方針**」を決定

- 2月27日 ・安倍首相が国の対策本部において、全国の小中学校、高校、特別支援学校を3月2日から臨時休校するよう要請
- 2月29日 ・安倍首相 記者会見（臨時休校やPCRの保険適用等について）

（2）県の対応

- 1月9日 ・ 県医師会、感染症指定医療機関等に対し、感染対策等の徹底を要請
- 1月21日 ・ 県ホームページへの掲載による県民への情報提供の実施
- 1月24日 ・ 県旅館ホテル生活衛生同業組合等に旅行客発症の場合の適切な対応を要請
- 1月25日 ・ 上海定期便機内での健康カード配布による自己申告と適切な受診勧奨を実施
～
2月8日
- 1月29日 ・ 感染症指定医療機関等で構成する「**新型コロナウイルス感染症医療連絡会議**」を開催し、患者発生時の具体的対応を確認
- 2月2日 ・ 厚労省からDMATに対し武漢からの航空機帰国者の健康管理に係る派遣依頼があり、本県では岩手医科大学から1名が2日間対応
- 2月5日 ・ 「**庁内各部局連絡会議**」を設置し、各部局の取組み等を情報共有
- 2月6日 ・ **第2回医療連絡会議**を開催し、指定感染症としての患者発生時の具体的対応を確認
- 2月7日 ・ 「**岩手県感染症対策委員会**」を開催し、県の感染対策及び専門委員会の設置について協議
- 2月8日 ・ 「**帰国者・接触者相談センター**」及び「**帰国者・接触者外来**」の対応を開始
- 2月10日 ・ 県民生活の安全安心に関わる各分野の**関係団体等**による「**連絡会議**」を開催し、消防、警察、医療、各種インフラ、金融、報道等の団体と情報共有
- 2月11日 ・ 「**岩手県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会**」を設置し、県の対策に関し専門的な知見に基づき具体的に協議
- 2月18日 ・ 岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、第1回本部員会議を開催
- 2月22日 ・ 第3回医療連絡会議を開催し、患者が増加することを想定した医療体制について協議
- 2月26日 ・ 第2回岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部本部員会議開催

(3) 県内の帰国者・接触者相談センターへの相談状況

ア 開設日

令和2年2月8日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所（9か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）24時間体制（2/19～）	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数

	2/8 土 ～ 2/25 火	2/26 水	2/27 木	2/28 金	2/29 土	3/1 日	3/2 月	累計
各保健所	228	40	54	54	13	5	73	467
医療政策室	85	10	8	12	20	15	6	156
合計	313	50	62	66	33	20	79	623

エ 主な相談内容

- ・ 発熱はないが、咳がとまらず心配だ。
- ・ 人が多く集まる場所にいった後から、咽喉痛が出ている。

(4) 県内の一般相談窓口への相談状況

ア 開設日

令和2年1月21日

イ 受付時間・設置機関

受付時間	設置機関
平日 9時00分～17時00分	各県保健所（9か所） 盛岡市保健所
全日（土日・祝日を含む）9時00分～21時00分	県庁医療政策室

ウ 相談対応件数（件数の計上は2月8日から）

	2/8 土 ～ 2/25 火	2/26 水	2/27 木	2/28 金	2/29 土	3/1 日	3/2 月	累計
各保健所	287	60	46	47	5	2	63	510
医療政策室	72	7	4	10	12	6	6	117
合計	359	67	50	57	17	8	69	627

エ 主な相談内容

- ・ 親が岩手で一人暮らしをしている。新型コロナウイルスになった場合に検査が受けられるか心配だ。

(5) 新型コロナウイルスの検査状況

これまで検査は 15 件実施し、全て陰性であった（3月4日 21:00 時点）

2 2月25日、国が示した「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の概要

(1) 基本方針の趣旨

- ・ 現在の状況を的確に把握し、国や地方自治体、医療関係者、事業者、国民が一丸となって、新型コロナウイルス感染症対策を更に進めていくため、現在講じている対策と、今後の状況の進展を見据えて講じていくべき対策を現時点で整理し、基本方針として総合的に示したもの。

(2) 新型コロナウイルス感染症について現時点で把握している事実

- ・ 一般的な状況における感染経路は飛沫感染、接触感染であり、空気感染は起きていないと考えられる。
- ・ 閉鎖空間において近距離で多くの人と会話する等の一定の環境下であれば、咳やくしゃみ等がなくても感染を拡大させるリスクがある。

(3) 現時点での対策の目的

- ・ 感染拡大防止策で、まずは流行の早期終息を目指しつつ、患者の増加のスピードを可能な限り抑制し、流行の規模を抑える。
- ・ 重症者の発生を最小限に食い止めるべく万全を尽くす。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の重要事項

① 国民・企業・地域等に対する情報提供

- ・ 国民に対する正確で分かりやすい情報提供や呼びかけ
- ・ 企業に対して発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨、テレワークや時差出勤の推進等の呼びかけ
- ・ 地域や企業に対する感染拡大防止の観点からの開催の必要性の検討要請

② 国内での感染状況の把握（サーベイランス（発生动向調査））

- ・ 地域で患者数が継続的に増えている状況では、入院を要する肺炎患者の治療に必要な確定診断のためのPCR検査に移行しつつ、国内での流行状況等を把握するためのサーベイランスの仕組みを整備する。

③ 感染拡大防止策

○ 地域で患者数が継続的に増えている状況での

- ・ 積極的疫学調査や健康観察は縮小及び、広く外出自粛の協力を求める対応へのシフト
- ・ 地域の状況に応じた、患者クラスターへの対応を継続、強化する。

○ 学校等における感染対策の方針の提示及び学校等の臨時休業等の適切な実施に関する都道府県等の設置者等への要請

④ 医療提供体制

- ・ 地域で患者数が大幅に増えた状況では、外来での対応については、一般の医療機関で、診療

時間や動線を区分する等の感染対策を講じた上で、感染を疑う患者を受け入れる

- ・ 透析医療機関、産科医療機関等新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療を行わない医療機関を事前に検討
- ・ 症状が軽度である場合は、自宅での安静・療養を原則とし、状態が変化した場合に、相談センター又はかかりつけ医に相談した上で、受診すること。
- ・ 症状がない高齢者や基礎疾患を有する者等に対する継続的な医療・投薬等については、電話による診療等により処方箋を発行するなど、医療機関を受診しなくてもよい体制をあらかじめ構築すること。

(5) 今後の進め方について

地域ごとの各対策の切替えのタイミングについては、まずは厚生労働省がその考え方を示した上で、地方自治体が厚生労働省と相談しつつ判断するものとし、地域の実情に応じた最適な対策を講ずる。対策の推進に当たっては、地方自治体等の関係者の意見をよく伺いながら進める。

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

「新型コロナウイルス感染症対策の見解」

この見解は、新型コロナウイルス厚生労働省対策本部クラスター対策班が分析した内容に基づき、専門家会議において検討した結果をまとめた見解です。

現在までに明らかになってきた情報をもとに、我々がどのように現状を分析し、どのような考えを持っているのかについて、市民に直接お伝えすることが専門家としての責務だと考え、この見解をとりまとめました。

なお、この内容はあくまでも現時点の見解であり、随時、変更される可能性があります。

1. この一両日で明らかになったこと

(1) 症状の軽い人からの感染拡大

これまでは症状の軽い人からも感染する可能性があると考えられていましたが、この一両日中に北海道などのデータの分析から明らかになってきたことは、**症状の軽い人も、気がつかないうちに、感染拡大に重要な役割を果たしてしまっていると考えられることです。**なかでも、若年層は重症化する割合が非常に低く、感染拡大の状況が見えないため、結果として多くの中老年層に感染が及んでいると考えられます。

(2) 一定条件を満たす場所からの感染拡大

これまでに国内で感染が確認された方のうち重症・軽症に関わらず約80%の方は、他の人に感染させていません。

一方で、一定条件を満たす場所において、一人の感染者が複数人に感染させた事例が報告されています。具体的には、ライブハウス、スポーツジム、屋形船、ビュッフェスタイルの会食、雀荘、スキーのゲストハウス、密閉された仮設テント等です。このことから、屋内の閉鎖的な空間で、人と人とが至近距離で、一定時間以上交わることによって、患者集団（クラスター）が発生する可能性が示唆されます。そして、患者集団（クラスター）が次の集団（クラスター）を生むことが、感染の急速な拡大を招くと考えられます。

(3) 重症化する患者さんについて

これまでにわかってきたデータでは、**感染が確認された症状のある人の約80%が軽症、14%が重症、6%が重篤となっています。しかし、重症化した人も、約半数は回復しています。**

重症化する患者さんも、最初は普通の風邪症状（微熱、咽頭痛、咳など）から始まっており、その段階では重症化するかどうかの区別がつきにくいです。

資料 2

(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)																	
<p>1 県民向け広報</p> <p>ア 県ホームページによる情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県ホームページに新型コロナウイルス感染症関連情報を集約した特設ページ (別添参照) を開設 <p>イ SNS (ツイッター (フォロワー数 : 67,811 件) ・フェイスブック (同 : 14,176 件)) を活用した情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 県民への注意喚起 (特設ページの開設、冷静な行動の呼びかけ、悪質商法への注意喚起等) イベント等の中止情報 関係省庁 (内閣府、厚生労働省等) のリツイート <p>2 提言等受理状況</p> <p>ア 受理件数 (3月4日正午現在)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>計</th> <th>電 話</th> <th>メール等(※)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>28</u> 件</td> <td>2 件</td> <td>26 件</td> </tr> <tr> <td>県 内</td> <td>1 件</td> <td>23 件</td> </tr> <tr> <td>県 外</td> <td>0 件</td> <td>3 件</td> </tr> <tr> <td>不 明</td> <td>1 件</td> <td>0 件</td> </tr> </tbody> </table> <p>※県ホームページ (インターネット知事室等) の問い合わせフォーム、FAXで受信したものを含む。</p> <p>イ 主な提言内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園、保育所、学校等での感染拡大防止 <u>11</u> 件 県の検査体制、医療体制 <u>6</u> 件 県内の観光地、高速道路サービスエリア等での感染拡大防止 <u>2</u> 件 県職員、教職員の人事異動 <u>2</u> 件 			計	電 話	メール等(※)	<u>28</u> 件	2 件	26 件	県 内	1 件	23 件	県 外	0 件	3 件	不 明	1 件	0 件
計	電 話	メール等(※)															
<u>28</u> 件	2 件	26 件															
県 内	1 件	23 件															
県 外	0 件	3 件															
不 明	1 件	0 件															
(2) 国からの要請等の状況 (内容)																	
なし																	
(3) 県としての今後の対応方針																	
関係部局と連携し、県民や事業者向け等の情報発信や呼びかけをしていくほか、提言への適切な対応に努めていく。																	

岩手県 Iwate Prefecture おでんせ、いわて!

[サイトマップ](#)
[Foreign Language](#)
[文字サイズ・配色の変更](#)
[アクセシビリティ閲覧支援ツール](#)

[震災復興](#) / [くらし・環境](#) / [産業・雇用](#) / [県土づくり](#) / [教育・文化](#) / [県政情報](#)

サイト内検索 ページ番号検索

サイト内検索 Google カスタム検索

よく検索されるキーワード [▶ コロナウイルス](#) [▶ ふるさと納税](#) [▶ マンガ](#)

リアルタイム防災情報 [防災情報は「岩手県総合防災室」ツイッターでもお知らせしています。](#)

岩手県では、「岩手県新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置し、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に当たっています。県民の皆様向けの情報を以下のサイトにまとめているので、ご参照ください。

[▶ 新型コロナウイルス感染症関連情報](#)

岩手県 Iwate Prefecture

[サイトマップ](#)
[Foreign Language](#)
[文字サイズ・配色の変更](#)
[アクセシビリティ閲覧支援ツール](#)

[震災復興](#) / [くらし・環境](#) / [産業・雇用](#) / [県土づくり](#) / [教育・文化](#) / [県政情報](#)

現在の位置: [トップページ](#) > [くらし・環境](#) > [医療](#) > 新型コロナウイルス感染症関連情報

くらし・環境

医療

- 震災・原発事故による健康被害と対策
- 医療制度・政策
- 健康
- 産後
- 医療関係機関
- 新型コロナウイルス感染症関連情報

新型コロナウイルス感染症関連情報

ページ番号1027496 更新日 令和2年3月3日

印刷 大きな文字で印刷

新型コロナウイルス感染症に関する全般的な情報

- [■ 新型コロナウイルス感染症に関する情報（岩手県）](#)

県民の皆様へ

- [■ 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における一斉臨時休業について](#)
- [■ 新型コロナウイルスに罹患した要介護者にご注意!](#)
- [■ マスクやトイレトペーパーの状況について](#)

Information on the Coronavirus

- [■ Information on the Coronavirus \(COVID-19\) – Iwate Prefecture](#)

中小企業者向け情報

- [■ 新型コロナウイルス感染症に係る中小企業者向け金融相談窓口の設置](#)
- [■ 経済産業省の支援策（新型コロナウイルス感染症関連）（外部リンク）](#)

観光施設等向け情報

- [■ 宿泊施設における新型コロナウイルス感染症への対応](#)

旅行者向け情報

- [■ 新型コロナウイルスに関連した感染症に関する注意喚起（いわて花巻空港）（外部リンク）](#)
- [■ 海外安全ホームページ（外務省）（外部リンク）](#)

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<p>① 消防本部が消防救急活動のために保有しているマスク、感染防止衣、消毒薬等の調査を実施 (2月26日付)。大規模感染事態とならない限り、当面の消防救急活動に支障はないことを確認。</p> <p>② 感染拡大防止と職員の健康保持を図る観点から、知事部局において、時差通勤の拡充などを実施 (3月3日付)。(詳細は別添のとおり。)</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<p>新型コロナウイルス感染症対策の基本方針 (令和2年2月25日)における重要事項 (休暇取得や外出自粛、イベント等の見直し)のほか、柔軟な勤務体制の確保について総務省から通知等があったところ。</p> <p>※ (1) ②で対応済であること。</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>○ 当面の感染症対応においては、「標準感染予防策」に基づく救急搬送、消毒等を実施する。</p> <p>○ 大規模感染事態となった場合にマスク、感染防止衣、消毒薬等が不足する可能性があるため、政府に対し優先配分を依頼する。</p>

新型コロナウイルス感染症への当面の対応について

【概要】

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と職員の健康保持を図る観点から、知事部局において、以下のとおり時差通勤の拡充などを実施します。

取組内容

1 時差通勤の拡充

知事部局が実施している時差通勤（「子育て等の個人事情に基づく時差通勤実施要領」（平成29年3月10日人第904号）による時差通勤）について、本日（3/3）から当面の間、以下のとおり対象職員や対象事由等を拡充すること。

(1) 対象職員

非常勤職員を除く全職員について、時差通勤の対象とすること。

（現行の要領で対象外としている職員）

- ・本庁副部長級以上の職員、所属長、調査監、防災危機管理監
- ・臨時的任用職員

※ 非常勤職員については、現行制度でも勤務日数・勤務時間の範囲内（週5日以内、週29時間以内、1日当たり7時間45分以内）で所属長が勤務時間の割振り変更を行うことが可能

(2) 対象事由

時差通勤の指定事由として、「新型コロナウイルス感染症の感染予防」を追加すること。

(3) 取得期間の変更

時差通勤は原則1ヵ月単位で指定しているが、当面の間、1日単位での変更を認めること。

2 不要不急の出張の自粛

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐとともに、職員の安全確保を図るため、感染の流行が見られる地域や多数の人が集まる場所などへの不要不急の出張を避けるよう所属において検討すること。なお、出張を命じる場合は、手洗い・咳エチケットなど一般感染対策の徹底を図ること。

3 講演会・セミナー等の見直し

多数の県民・職員を対象とした、県が主催する文化・スポーツイベント、講演会・セミナー・研修会等の開催について、当面の間延期する、又は開催方法を変更するなど見直しを検討すること。

4 業務継続体制の構築

職員が罹患した場合に備え、あらかじめ「岩手県新型インフルエンザ等対策業務継続計画」に準じ、所属長が業務の中止・縮小・延期を検討し、県民生活への影響をできる限り軽減する業務継続体制を構築すること。

5 業務支援の活用

今後、新型コロナウイルス感染症対応に係る業務の増加が見込まれる場合は、専従支援又は非専従支援による業務支援等を積極的に活用し、業務量に応じた適切な執行体制を確保すること。

6 発熱等の風邪症状が見られる職員等への休暇取得の勧奨

以下の区分に応じて病気休暇又は特別休暇が利用可能であることから、所属長は職員に対し、制度の周知を図ること。また、風邪等の症状が見られる職員に対しては積極的に休暇を取得するよう働きかけること。

(1) 職員本人が感染した場合

- ・ 病気休暇の対象

(2) 職員の家族に発熱等の症状がある場合

- ・ 特別休暇（災害時等通勤困難）の対象（必要な期間の取得が可能）

(3) 学校等の臨時休校により子の世話をを行う場合

- ・ 特別休暇（災害時等通勤困難）の対象（必要な期間の取得が可能）

7 サテライトオフィスの利用拡充

県庁舎及び東京事務所に設置しているサテライトオフィスの利用事由に「新型コロナウイルス感染症の感染予防」を追加すること。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名

政策地域部

(1) これまでの取組状況
(主な現状)
<p>全国知事会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 2月21日「新型コロナウイルス感染症の感染拡大の抑制に向けた緊急提言」をとりまとめ、関係省庁等に要請活動を実施 ・ 2月25日「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、第1回会議を開催 ・ 3月5日 第2回「新型コロナウイルス緊急対策本部」会議を開催、関係省庁と意見交換を実施するとともに、下記の緊急提言を決定 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ①「新型コロナウイルス感染症対策の医療体制等に関する緊急提言」 ②「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の臨時休業等に関する教育及び放課後児童クラブ等に係る緊急提言」 ③「新型コロナウイルス感染症対策のための学校の一斉臨時休業等に関する地域経済対策の実施に向けた緊急提言」 </div> <p>学校関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の大学における卒業式等の実施に係る対応状況について、情報収集を実施 ・ 私立学校に対し、文部科学省が通知する新型コロナウイルス感染症対策について周知 <p>国際業務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在留外国人等への周知を実施 ・ 旅券窓口における感染症対策の徹底 ・ 県ホームページにより、風邪症状がある者、渡航予定に余裕がある者に対し、申請を控えることを依頼 <p>公共交通関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 花巻—上海定期便運休(2/8～7/11) ・ 花巻—台北定期便運休(3/4～3/28) ・ 実施を予定していた各種イベントの中止 ・ 公共交通機関における感染症対策を実施 ・ 公共交通機関における業務従事者の感染症対策を実施 ・ 岩手県バス協会から県に対するマスクの供給等に係る要望あり。
(課題)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共交通機関（及びその従事者）における感染症対策の徹底 ・ 沿線の小中高校の休校に伴う公共交通利用者の減少による減収 ・ 旅行取り止め等による減収

(2) 国からの要請等の状況 (内容)
<ul style="list-style-type: none"> ・私立学校に対する通知の周知依頼があった。 ・バス協会に対して、感染症対策の徹底、運転者の健康状態把握等の要請があった。 ・タクシー協会及びバス協会に対し、マスク必要数の照会があり、2月下旬、タクシー協会にガーゼタイプのマスクが一定数配布された。
(3) 県としての今後の対応方針
<p>全国知事会関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国知事会と連携した対応を行うとともに、全国知事会を通じ、政府に対し必要な対応を求めていく。 <p>学校関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国からの通知等を各私立学校等に情報提供して地域や学校の実情に応じた適切な対応について周知 ・学校等からの相談に応じ、また、必要の都度国に対して要望するなど適切に対応していく。 <p>国際業務関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在留外国人等への周知の実施 ・旅券窓口における感染症対策の徹底 <p>公共交通関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三陸鉄道全線運行再開(3/20)に係るイベントの規模、内容見直しを検討 ・沿線の小中高校の休校、旅行取り止め等による経営への影響について継続確認

総務省とのリエゾンを通じた情報共有

(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)
<p>地方自治体の現状や対策、具体的な課題、国への要望を事項について、総務省と各都道府県等との間における1対1の情報共有窓口(リエゾン)を通じて情報共有を図り、下記事項を国に対し要望</p> <ul style="list-style-type: none"> ①マスク、消毒薬の十分な量の確保に向けた供給・流通体制の構築 ②イベント・旅行等の自粛により減収が生じた事業者に対する支援策 ③学校の臨時休業の期間中における児童等の受入態勢の確保等に係る関係機関への要請 ④4月以降の罹患状況に応じた、教育現場における想定される対応・スケジュールの早期提示
(2) 国からの要請等の状況 (内容)
<p>【2月27日】</p> <p>政府対策本部と各都道府県等の間での迅速かつ適切な情報共有を目的とした、各都道府県等との間における1対1の情報共有窓口(リエゾン)を総務省に設置</p>
(3) 県としての今後の対応方針
<p>引き続き国と連携し情報共有を図るとともに、必要な事項について要望していく。</p>

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 文化・スポーツの各種イベント・公演等の中止、延期等○ 小規模なイベント、公演等を開催する際の感染防止のためのマスク、アルコール消毒液、検温計の不足○ 公演イベント等の中止、延期等による主催者、貸館事業者双方の減収○ ホストタウン交流事業実施に係り、市町村が相手国と情報共有・意見交換を実施○ 県内ホストタウン19市町村のうち、2町(矢巾町、紫波町)においてホストタウン事業の中止又は延期を決定
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 多数の方が集まるような全国的な文化・スポーツイベントについては、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間に予定されているものについて、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請されている。
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none">○ 当部で主催する各種文化・スポーツイベント等について、国からの通知の内容を踏まえ、感染拡大防止の観点から、3月中に予定していて、急いで開催する必要のない交流会や研修会はすべて延期又は中止とすることとした。○ 上記の取組により生じた損失等に対する財政的支援を国に要請する。○ マスク、アルコール消毒液等の確保などを国に要請する。

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岩手県旅館ホテル生活衛生同業組合及び住宅宿泊事業者に対し、旅行客発症の場合等の適切な対応を要請（通知） ・消費者向けの関連情報を県ホームページ（新型コロナウイルス感染症関連情報）に掲載し、注意喚起や情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 3/2 新型コロナウイルスに便乗した悪質商法にご注意！ 3/3 マスクやトイレトペーパーの状況について <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マスク、消毒薬など衛生関連製品の供給不足による県民生活への影響の懸念
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・予防対策や患者発生時の対応等について、宿泊施設（旅館業、住宅宿泊事業）へ周知依頼（厚生労働省、観光庁） ・イベント等（交通安全、動物愛護、水道）の開催について、感染拡大防止の観点からの対応検討依頼（内閣府、厚生労働省） ・中国産輸入原材料の供給不足を受けた食品表示法に基づく食品表示基準の運用に係る対応依頼（消費者庁、農林水産省） ・休講等の影響を受けた生徒等（調理師、製菓衛生師、理容師、美容師等）への配慮等について、学校、養成施設等へ周知依頼（文部科学省、厚生労働省） ・水道事業従事者の予防対策等について、水道事業者への周知依頼（厚生労働省） ・新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方の遺体の火葬等の取扱いについて、火葬場設置者への周知依頼（厚生労働省） ・廃棄物処理における新型コロナウイルス対策の実施等について、市町村、廃棄物処理業者等への周知依頼（環境省） <p>※ いずれも関係機関及び関係団体に周知し対応を依頼済</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国からの要請等について、適時適切に関係機関へ周知 ・関係事業者等の状況について常時把握 ・イベント等の開催に係る対応については、国通知等を踏まえ判断 ・消費者向け関連情報について、ホームページ等を通じて県民へ周知

1 相談・検査等の対応状況について

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>ア これまでの取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県民への情報提供 <ul style="list-style-type: none"> 県ホームページへ「新型コロナウイルス感染症に関する情報」を掲載（1/21～） ② 相談・検査体制 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「帰国者・接触者相談センター」及び「帰国者・接触者外来」の運用開始（2/8） ・ 「帰国者・接触者相談センター」の全日（土日・祝日を含む）24時間体制の整備（本庁2/19～） ・ 「県新型コロナウイルス感染症対策専門委員会」を設置し、専門的な知見に基づく検査に係る助言体制の整備（2/11） ③ 患者発生の場合の対応 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「新型コロナウイルス感染症医療連絡会議」を開催し、具体的対応を確認（1/29、2/6、2/22） <p>イ 現状</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 相談件数 <ul style="list-style-type: none"> ・ 676件（保健所510件、県庁166件）（3/3現在） ② 検査状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 15件実施、全て陰性。（3月4日21：00時点） <p>ウ 課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 検査体制の充実 ② 感染拡大に対応した外来・入院医療体制整備 ③ 感染拡大防止に向けた取組の県民への更なる周知の取組み ④ 感染防止のための物資の確保
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>ア 「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の策定について」（2/25）</p> <p>イ 「地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制）の移行について」（3/1）別添</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>ア 検査体制拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境保健研究センターへ検査機器1台を増設し検査の需要の拡大に対応 ・ 検査の保険適用に向けた医療機関での体制整備 <p>イ 感染拡大に対応した医療体制整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症病床以外の病床への搬送等対応の準備 <p>ウ 県民への周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県ホームページへ掲載した情報の適時更新 ・ 報道、各種メディアを更に活用した取組（CM等） <p>エ 物資確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県、市町村が連携し、物資が不足する医療機関への備蓄物資の緊急提供等

2 社会福祉施設等の対応状況について

(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）

国からの通知については速やかに市町村、関係団体等に周知するとともに、社会福祉施設

等の状況調査を継続して実施しているところ。各施設等の状況は、以下のとおり。

ア 保育所（関係団体からの聴き取りによる）

現時点で通常どおり開所。臨時休業に伴い保育士が休むことで運営に支障をきたすような相談は、現在までになし

- 施設によっては、アルコール消毒液（手指消毒・室内消毒）の在庫が乏しい状況

イ 放課後児童クラブ（関係団体からの聴き取りによる）

小学校の臨時休業に伴い、児童の受入のため、午前中から開所時間を延長して対応

- 県内 401 カ所中 400 箇所（99.8%）が、午前中からの開所に対応（3/4 時点）
※ 残る 1 カ所は、3/10 から午前中からの対応が可能となるもので、それまでの間、児童は各家庭で過ごすことが可能な状態

- 施設によっては、アルコール消毒液（手指消毒・室内消毒）の在庫が乏しい状況
- 午前中から対応できるように、対応可能な職員で勤務シフトを組み直したため、職員数が慢性的に最小限の状態での運営

ウ 放課後等デイサービス（県内各事業所への電話調査による）

放課後等デイサービスを利用したくても利用できない等の情報は、3/4 時点ではなし

- 県内 134 事業所中 108 事業所（80.6%）が、午前中からの開所に対応（3/3 時点）
- 利用定員を超えて児童生徒を受け入れている事業所は、9 事業所（6.7%）
- 県内の障がい保健福祉圏域（9 圏域）では、各圏域で少なくとも 1 事業所以上は、午前からの開所に対応

- 午前中からの開所としたいが、対応可能な職員が不足している施設あり
- 利用定員を超えてでも受入れを行う予定だが、平日に集中的な支援を行うと、職員体制上の限界から、土日祝日は臨時休業とせざるを得ない状況
- 午前中は未就学児向けのサービスである児童発達支援を提供しており、放課後等デイサービスの利用ニーズに応えることは困難
- 事業所内スペースを考慮すると、これ以上の児童生徒受入れは困難な施設あり

エ 障がい者施設

一部の障害福祉サービス事業所においてマスクや消毒液が不足

- 県が実施した、マスク及び消毒液の保有状況調査に回答した障がい福祉サービス事業所 153 事業所のうち、今後 1 カ月のマスク必要量が不足している事業所は 71 事業所、今後 1 カ月の消毒液必要量が不足している事業所は 41 事業所（2/27 時点）
※ 但し、事業所間の融通によって、今後 1 カ月程度は全体数として充足できる見

オ 高齢者施設

一部の高齢者施設において、マスク、アルコール消毒薬が不足

- ・ 岩手県介護老人保健施設協会会員（64施設）中、マスクの在庫1カ月未満が17施設、アルコール消毒薬の在庫1カ月未満が20施設

（2）国からの要請等の状況（内容）※主なもの

ア 保育所

- ・ 保育所は、保護者が働いており、家に1人であることができない年齢の子どもが利用すること等から、感染の予防に留意した上で、原則として開所すること。
- ・ 園児や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、臨時休園を検討すること。

イ 放課後児童クラブ

- ・ 放課後児童クラブは、共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している子どもを対象とし、特に低学年の子どもは留守番をすることが困難であることから、感染の予防に留意した上で、原則として開所すること。
- ・ 利用児童や職員が罹患した場合又は地域で感染が拡大している場合は、各市区町村において臨時休業を検討すること。

ウ 放課後等デイサービス

- ・ 放課後等デイサービスは、開所することを原則とし、開所時間については可能な限り長時間とすること。
- ・ 各教育委員会等においては、福祉部局や福祉事業所と連携したうえで、地域の障がい福祉サービス等も活用して、幼児児童生徒の居場所の確保に取り組むこと。
- ・ 事業所の設置地域で感染が確認され、職員や利用者感染のおそれがある場合等においては、幼児児童生徒の居宅等において健康管理や相談支援等の支援を提供できること。

エ 障がい者施設

- ・ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に必要な物品（マスク及び消毒液）の備蓄状況及び必要量について、調査を行うこと。

オ 高齢者施設

- ・ 新型コロナウイルス感染症の患者等への対応等により、一時的に人員基準を満たすことができなくなる場合等には、介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いを可とすること。
- ・ 介護保険施設等に入所している被保険者への認定調査が困難な場合、従来期間に新たに一定の期間を合算できることとするなど、要介護認定の臨時的な取扱いを可とすること。
- ・ 高齢者施設での各種衛生用品の不足状況を把握すること。また、市町村、県において備蓄している衛生用品がある場合は、不足する高齢者施設へ優先的な放出を検討すること。

(3) 県としての今後の対応方針

社会福祉施設に共通する課題として、マスクや消毒液等の不足がみられることから、これらの必要物資について、国が地方自治体と協力し、責任をもって調達、供給するよう、全国知事会等を通じ国に対し要望を行っていく。

各施設等の対応は以下のとおり。

ア 保育所

- ・ 市町村等の協力を得ながら情報把握を継続
- ・ 厚生労働省からの通知について、各関係団体に周知

イ 放課後児童クラブ

- ・ 市町村に対し、開所時間の延長に伴う加算（国庫 10/10）の活用を助言
- ・ 関係団体（県社協、学童保育連絡協議会）に対し、職員確保への協力を要請
- ・ 学校施設の利用等に関する教育委員会との調整
- ・ 市町村に対し、マスク及び消毒液の備蓄状況の調査結果について情報提供を実施
- ・ 厚生労働省等からの通知について、各関係団体に周知

ウ 放課後等デイサービス

- ・ 各事業所の協力を得ながら情報把握を継続
- ・ 厚生労働省からの通知について、各関係団体に周知

エ 障がい者施設

- ・ 市町村に対し、障がい福祉サービス事業所におけるマスク及び消毒液の備蓄状況及び必要量の調査結果について情報提供を実施
- ・ 厚生労働省からの通知について、各関係団体に周知

オ 高齢者施設

- ・ マスク等の不足状況の調査結果について市町村へ通知し、在庫として備蓄している場合は、高齢者施設への優先的な放出の検討を依頼
- ・ 厚生労働省等からの通知について、各関係団体及び県 HP により周知

R2. 3. 1付 厚生省新型コロナウイルス感染症対策推進本部通知

『地域で新型コロナウイルス感染症の患者が増加した場合の各対策（サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制の移行について）』（一部抜粋）

① 基本的な考え方

- 今後、状況の進展に応じて段階的に講じていくべき対策の提示。
- その移行の判断に当たっての考え方、対策を定起用する地域の範囲の提示。

② サーベイランス／感染拡大防止策

- 全体PCR等病原体検査を実施すると重症者に対する検査に支障が出る場合。
→入院を要する肺炎患者の診断・治療に必要な検査を優先。

③ 医療提供体制（外来）

ア 外来

- 帰国者や接触者外来の患者数が増大し、医療提供に支障をきたす場合。
→ a) 帰国者・接触者外来の増設、相談センターの体制強化。
b) 必要な感染症予防策を講じた上で、一般の医療機関で外来診療を行うことを原則とする（受診前の電話連絡を周知。受診時刻・動線等を調整の上受入れ）。
※外来診療を行わない医療機関へ周知。

イ 院内感染対策

- 一般医療機関受診を前提とした、より一層の院内感染対策等の徹底。

ウ 慢性疾患等を有する定期受診患者等に係る電話等を用いた処方等

- 電話、FAX、IT等。

エ 住民への呼びかけ

- 高齢者、基礎疾患、免疫抑制、抗がん剤、妊産婦への注意喚起。
（相談センターやかかりつけ医への相談なしの受診は、かえって感染のリスクを高めること等）

④ 医療提供体制（入院）

- 地域での感染拡大により、入院を要する患者が増大し、重傷者等に対する入院医療提供に支障を来すと判断される場合。
→・一般の医療機関においても、一般病床を含め一定の感染予防策を講じた上で必要な病床を確保。
 - ・個室又は陽性が確定した患者は同一の病室へ入院。
 - ・他の患者との空間的分離。
 - ・無症状者、軽症者は自宅安静が原則。
- 病床の状況の収集
→・都道府県：受入可能医療機関、病床の情報収集把握（定期的）。

○ 重症者のための病床確保

→ ・集中治療を要する重症者の優先的受入、医療機関の設定。
(延期可能な入院・手術の延期などの検討。)

・重症患者発生の場合の、搬送体制の協議・合意。

→ (都道府県・市町村・医療機関・消防機関等)

(民間救急サービス、自衛隊への協力要請)

(集中治療室の集約化の検討)

○ 基礎疾患等の患者のための病床確保

→ ・基礎疾患等のある患者の専門治療を実施でき、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入も可能である医療機関を早急に設定。

・搬送体制の整備及び病床の確保、他医療機関への周知。

⑤ 新型コロナウイルス感染症対策を協議する協議会の設置

○ 都道府県を単位として、市町村、都道府県医師会、都道府県看護協会、その他医療機関、薬局、消防等からなる協議会の設置を、実情に応じて検討。

⑥ 各対策の移行に当たっての地域の範囲

○ 都道府県知事が、⑤で設置した協議会等を活用して判断。

○ 移行の単位は、医療圏単位のいずれでも差し支えない。個別に各対策の移行を決定する。

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 観光関連産業をはじめ、運送業や製造業、卸・小売業など幅広い業種において、経済的な影響あり。 <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宿泊業において、令和2年1月24日から3月1日までの間に、国内4,153人泊、海外7,181人泊の計11,334人泊のキャンセルの発生 ・ 貸切バス輸送のキャンセルやタクシー利用者の減少、荷物の取扱量の減少 ・ 製造業では、中国と取引のある企業における部品調達の遅れや、今後の受注減少の可能性を懸念。 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県（県庁及び各広域振興局）や商工指導団体・金融機関等において相談窓口を設置し、中小企業者の経営相談に対応。 ・ 国に対し、通常の保証限度額とは別枠で借入債務の100%を保証する「セーフティネット保証4号」の指定を要請し、当該保証制度が講じられたほか、県単融資制度である「中小企業経営安定資金」等により、中小企業者等の資金調達を支援。 ・ 国において、小学校等の臨時休校等に伴う保護者の休暇取得支援のための新たな制度を創設する動き。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症の長期化により、事業者の収益の減少や消費活動の停滞が見込まれることから、地域経済への影響の拡大が懸念。 ・ 政府からの全国的なイベント等の自粛要請により、企業説明会等の中止が相次いでおり、令和3年4月に就職予定の学生等の就職活動への影響が懸念。
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<p>特になし</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 3月10日を目途に国が取りまとめる追加の緊急対策の活用も踏まえて、県内経済への影響が最小限に留まるよう、県の対応策を検討していく。 ・ 経済活動や県民生活等へ影響が出てきていることを踏まえ、県民が県内の生産者や企業が生産する商品を知って、消費していただくことで、地元生産者や企業を応援し、地域全体を元気にしていくため、「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」を展開する。（別紙参照） ・ WEBを活用した企業説明会を実施する方向で準備を進める。



買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン

新型コロナウイルス感染症対策本部資料
令和2年3月6日
商工労働観光部産業経済交流課

「買うなら岩手のもの運動」の展開について ～買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン～

令和2年3月6日 岩手県商工労働観光部

1 取組の趣旨

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によるイベント等の中止や、観光交流の急激な減少などにより経済活動や県民生活等に影響が出てきていることから、県民の皆様が県内の生産者や企業が生産する商品を知って、消費していただくことで、地元生産者や企業を応援し、地域全体を元気にしていくためのキャンペーンを展開する。

2 キャンペーンの展開方法

(1) 県内小売店等へのキャンペーンへの参加協力要請

イベント等の自粛や小中高の臨時休校等による県内消費・経済の停滞状況を踏まえ、県産品愛用運動の協力事業者を中心に、「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」への参加協力要請を行う。

[要請内容]

- ・ 本キャンペーンへの参加
- ・ 県産品の優先的な仕入れ
- ・ ロゴの掲示等による本キャンペーンの消費者へのPR
- ・ 小売企業の独自販売促進策の企画 など

(2) 県民への周知のための広報宣伝

「買って、食べて地域を元気に応援キャンペーン」のマスコミを通じた周知のほか、ホームページでの情報発信、協力事業者の取組への後援やキャンペーンロゴの提供、販促媒体物の提供等を行う。



【担当：地域産業課長 竹花（内線 5536）、主事 佐藤（内線 5535）】

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>【現状・課題】</p> <p>① 学校給食関係 県内では、学校の臨時休校により、学校給食向けの牛乳等の注文が取消しとなる事例が発生しているが、学校給食用の生乳を加工用に仕向けるなどの対応を行っている。 また、国に対しては、生産者への減収補填など、必要な対策を早期に講じるよう要望した（R2.3.5）。</p> <p>② 市場動向 関係機関・団体からの聞き取りによれば、外国人観光客等の減少に伴い、牛肉の需要減少・価格下落による生産者への影響が懸念されるとのことである。</p> <p>③ 輸出 関係機関・団体からの聞き取りによれば、海外の発生国等における外食需要の低下により、今後、牛肉・米の輸出货量減少が懸念されるとのことである。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>国からの通知等を受け、市町村、関係団体等に通知済。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農協や森林組合等の通常総会の開催時期や開催方法等の柔軟な対応について ・農業者や漁業者に対する資金の円滑な融通、既往債務の返済猶予等について ・土地改良区の総会における議決権及び選挙権の書面又は代理人による議決の活用 ・受注者から申し出があった場合の工事等の一時停止措置などの対応について
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・国からの通知等に基づき、関係団体・生産者等へ情報提供を行う。 ・農林水産業への影響について、引き続き状況把握に努めるとともに、国の動向も踏まえ、適切に対応していく。

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工中の工事における新型コロナウイルス感染症の罹患に伴う対応の周知 (県、市町村の工事発注者向け) ○ 道の駅管理者 (市町村) に対する予防対策の周知 (道路) ○ 公園管理従事者事業者に対する予防対策の周知 (公園) ○ 下水道事業従事者に対する予防対策の周知 (下水道) ○ 港湾従事者に対する予防対策の周知や訪日外国人への周知 (港湾) ○ 空港管理従事者に対する予防対策の周知や検疫対応に係る打合せ等の実施 (空港)
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 施工中の工事における感染拡大防止に向けた対応について (県、市町村の工事発注者向け) ○ 学校等の臨時休業に伴う建設業法上の取扱の明確化について (県、市町村の工事発注者向け) ○ 地下街管理会社等に対する予防対策について (街路) <ul style="list-style-type: none"> ※ いずれも関係機関及び関係団体に周知し対応を依頼済
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ○ 国からの要請等について、関係機関及び関係団体へ適時適切に周知 ○ 公共土木事業及び建設業等への影響について、適時適切に把握 ○ 各種行事や会議等の開催に係る対応については、適時適切に判断

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 東日本大震災津波 岩手県・釜石市合同追悼式 (3/11 開催予定) について、感染防止対策や式典の内容を検討中である。 ○ 東日本大震災津波伝承館において感染症対策を実施 伝承館の最近の来館者数は平日で 300~400 人、土日・祝日で 500~千人程度であり、現在の感染症対策として次の取組を実施している。 <ul style="list-style-type: none"> ア 伝承館受付にスプレー式アルコール消毒薬を設置 イ 解説員を含むスタッフのマスク着用や手洗いの励行 ウ 展示施設内のタッチパネル、タッチペン、被災者の証言録など来館者が手指に触れる箇所のみまめな拭取 エ シアターの椅子配置の見直し (間隔を開け、席数を 40 席→20 席程度に縮小) ○ マスク及び消毒薬の供給不足 (調達困難) マスク及び消毒薬の発注手続を進めるとともに (入荷時期未定)、供給体制強化に関する生産者への働きかけについて、総務省リエゾンを通じて国へ要望している。
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 政府主催の東日本大震災追悼式について、中止の方向で調整中との報道あり。 ○ 国営追悼・祈念施設を管理する東北国営公園事務所から伝承館に対する協力要請に基づき、次の対応を実施している。 <ol style="list-style-type: none"> 1 日本政府観光局 (JNTO) の外国人旅行者向けコールセンター開設[※]を周知するチラシを伝承館受付に掲示 [※] 非常時の外国人旅行者の安全・安心確保のため、365 日・24 時間、多言語で対応するコールセンターを開設し、新型コロナウイルス関連の問合せにも対応していること。 <ol style="list-style-type: none"> 2 国が作成した感染症対策への協力を呼びかけるチラシを掲示 <ul style="list-style-type: none"> ア 「手洗い」に関するチラシを道の駅 24 時間トイレ洗面台に掲示 イ 「咳エチケット」に関するチラシを伝承館受付に掲示
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 感染防止対策や式典の内容について、県内の感染状況等を踏まえながら、引き続き検討を進める。 ○ 東日本大震災津波伝承館において、引き続き感染症対策を実施するとともに、マスク及びアルコール消毒液について、発注手続の継続及び供給体制強化についての国への要望を継続する。

新型コロナウイルス感染症に係る取り組み状況

部局等名 ILC推進局

(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）
<div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: fit-content; margin: 0 auto;">当局該当なし</div>
(2) 国からの要請等の状況（内容）
(3) 県としての今後の対応方針

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p> <p>① 地方公共団体の調達に係る対応について 新型コロナウイルス感染症への対応として、当面影響を受ける地方公共団体の調達について、工期や納期の設定、事業者への支払の配慮など、踏まえるべき点について、総務省から通知があり3月4日付けで全庁に対し周知を行ったところ。 なお、各市町村に対しては、同日付けで政策地域部から周知したところ。</p> <p>② 施工中の工事における一時中止等の対応 他県において、建設現場の作業従事者に新型コロナウイルス感染者が発生したことを踏まえ、工事現場等において感染者等が発生した場合や、学校の休校等に伴い従事者が子どもの面倒を見る必要が生じた結果、工事の一時中止等が必要となった場合などに、発注者の対応として、受注者の意向を確認の上、工事の一時中止等を適切に行うよう国土交通省から通知があり、3月4日付けで県土整備部と連名で全庁に対し周知を行ったところ。</p> <p>③ 衛生用品等庁内調達 マスク、消毒液等の庁内一般調達は、1月下旬から困難になっており、事業者からの聞き取りでは、メーカーの入荷見込みが立たず、入荷後に可能な範囲で購入相談に応じる旨の回答を受けているところ。 2月26日付けで本庁各部局管理課長等に対し、感染症対策等に係る必要物品の緊急購入は各所属で直接購入が可能であること、及び全庁的に情報共有を図るため購入実績がある場合は出納局宛て連絡願いたい旨を通知し、一部の部局から実績の報告をいただいたところ。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p> <p>① 地方公共団体の調達に係る対応について 総務省通知「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」、岩手県各部局等へ周知するとともに、各市町村へ周知すること。</p> <p>② 施工中の工事における一時中止等 工事の一時中止等を行った場合の工事名等を報告すること。</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p> <p>① 地方公共団体の調達に係る対応について 新型コロナウイルス感染症による影響を受ける調達について、その調達事務手続及び国費事業の繰越事務手続が適切に行われるよう、各部局等からの相談に対応していく。</p> <p>② 施工中の工事における一時中止等 工事の一時中止等を行った工事名等について、庁内各工事所管部局の決定状況を随時把握の上、国に報告を行っていく。</p> <p>③ 衛生用品等 引き続き市中需給を注視し、事業者等との情報共有のもと、庁内の連携、支援に努めていく。</p>

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 1/23、国内初の新型コロナウイルス感染症患者の発生を受け、各県立病院に対し、感染管理の徹底等に関する医療局長通知を発出した。 ・ 新型コロナウイルス感染症の指定感染症の指定に伴う厚生労働省の要請に基づき、2/8までに、一部の県立病院に「帰国者・接触者外来」を設置した。また、「帰国者・接触者外来」の実施にあたって、不足する簡易ベット、個人防護服、HEPA フィルター付き空気清浄器等の資機材は、帰国者・接触者外来整備事業（保健福祉部）により整備した。 ・ 2/25 政府の「新型コロナウイルス感染症対策の基本方針」の策定を踏まえ、各県立病院に対し、今後の患者の増加等を見据えた医療提供体制の整備等について、医療局長通知を発出した。各県立病院では、患者の増加や重症者への対応を踏まえた医療提供体制の整備に向けて準備を進めている。 ・ 3/2 総務省自治財政局公営企業課からの要請により、①公立病院における感染症患者の受入状況、②小中高校等の臨時休業等に伴う公立病院の職員確保等診療体制への影響について、毎日の報告を行っているが、小中高校等の臨時休業等に伴う県立病院の診療体制への影響は、3/5 時点で特に認められない。 ・ 個人防護服、マスク、消毒薬等の資機材は、一定程度保有しているものの、今後対応が長期化した場合に備え、総務省リエゾン等に対し、医療用資機材の確保に関する要望を行っている。
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<p>保健福祉部を通じて、厚生労働省から通知等があり、その都度各県立病院に周知している。 (主な通知等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 1/17 新型コロナウイルスに関連した肺炎患者の発生に係る注意喚起について ・ 1/29 新型コロナウイルス感染症に対応した医療体制の準備について ・ 2/25 総務大臣書簡 (新型コロナウイルス感染症対策の基本方針)
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院に患者の増加を見据えた診療体制を整備し、重症者への対応など適切な医療を提供する。

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<p>1 対外的な取組について</p> <p>(1) PR 事業の休止について 施設見学者の受け入れ及び企業局施設カードの配布を当面休止することとした。</p> <p>(2) 工事及び業務一時中止措置等について 受注者の意向により、工事又は業務の一時中止や工期又は履行期間の延長に対応することとした。</p> <p>2 職員の感染予防について</p> <p>(1) 感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて 知事部局の通知に準じて、企業局でも同様に扱うこととした。</p> <p>(2) 感染症患者の発生に伴う出張等の対応について 各種研修会や会議など感染リスクが想定される出張等については、原則、当面見合わせることにした。</p> <p>(3) 感染予防について 職員のマスクの着用やこまめな手洗いなど感染予防策の徹底を掲示している。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<p>(3) <u>企業局</u>としての今後の対応方針</p> <p>○新型インフルエンザ事業継続計画 (平成 21 年度策定) の準用について ・企業局職員に感染者が発生した場合は、当該計画を準用して企業局の事業を継続させることを想定している。</p>

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>① 小・中・高等学校等における一斉臨時休業に係る2月28日付け文部科学事務次官通知に基づき、県立学校及び市町村教育委員会に対し臨時休業の対応について通知（2月28日付け）。</p> <p>臨時休業等の状況は「別紙」のとおり。</p> <p>② 3月2日付け文部科学省及び厚生労働省連名通知に基づき、県立学校及び市町村教育委員会に対し、学校において子どもを預かることや、教員が放課後児童クラブ等の業務に携わること等について、柔軟な対応を求めることを通知（3月5日付け）。</p> <p>なお、一部の学校において、子どもの預かりや放課後児童クラブへの教員派遣に対応中。</p> <p>③ 2月26日付けスポーツ庁及び文化庁からの通知に基づき、県中体連等の関係団体に対し、イベントの自粛について通知（2月28日付け）。</p> <p>④ 県立青少年の家を3月3日から31日まで休所にするとともに、県立図書館・博物館・美術館のイベントの中止・延期等を実施。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>① 新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業について（2月28日付け文部科学次官通知）</p> <p>② 新型コロナウイルス感染症防止のための小学校等の臨時休業に関連した放課後児童クラブ等の活用による子どもの居場所の確保について（3月2日付け文部科学省及び厚生労働省関連部局長通知）</p> <p>③ 各種スポーツ・文化イベントの開催に関する考え方について（2月26日付けスポーツ庁・文化庁事務連絡）</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>学校の臨時休業に伴う子どもの居場所の確保等について、保健福祉部や市町村教育委員会等と連携し、引き続き、児童生徒、保護者等の実情など丁寧な把握に努めながら、柔軟に対応していく。</p>

別紙

【新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業措置状況】

1 小学校・中学校・義務教育学校（県立中を含む）

【臨時休業開始日】

	3/2 (月)	3/3 (火)	3/4 (水)	3/6 (金)	3/7 (土)	3/9 (月)
自治体数	8	16	5	1	1	3
小学校数	52	98	111	10	5	33
中学校数	25	53	56	4	1	18
義務教育学校		1				
学校数合計	77	152	167	14	6	51
	(令和2年3月2日現在)					

2 県立高等学校

卒業式が3月2日(月)、3日(火)の両日に実施する8校を除き、3月2日(月)から春季休業に入るまでの間、臨時休業としている。

なお、3月2日(月)から5日(木)までの間、私物の持ち帰り等のため、必要に応じ、登校日を1日程度設けても構わないものであること。

3 特別支援学校

【臨時休業開始日】

	3/2 (月)	3/3 (火)	3/4 (水)	3/5 (木)
特別支援学校	8	3	0	3
	(令和2年3月2日現在)			

<p>(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)</p>
<p>○ 主な現状 (指示事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 空港、港湾、病院等におけるトラブル防止のための警戒警備 ・ 混乱に乗じた各種犯罪抑止と取締りの徹底 ・ 関連情報の収集 ・ 職員・家族の感染予防対策 <p>等について各種通達等を発出して指示している。</p> <p>○ 具体的な課題</p> <p>警察本部、各警察署とともにマスク・消毒液・手袋の不足があり、備蓄で一部を補っているが、有事の際には供給不足が否めない。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況 (内容)</p>
<p>○ 2月25日の「政府の基本方針の決定」では、「4 基本方針の重要事項 (6) その他」の中に、警察業務に関する主なものとして</p> <p>⑥ 空港、港湾、医療機関等におけるトラブルを防止するため、必要に応じ警戒警備を実施する。</p> <p>⑦ 混乱に乗じた各種犯罪を抑止するとともに、取締りを徹底する。</p> <p>が示されており、2月28日に「政府における新型コロナウイルス感染症対策の基本方針の決定に伴う岩手県警察の対応について (通達)」を発出し、必要な措置を講じるように指示した。</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>○ 国内の新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえ、3月3日、警察本部において「新型コロナウイルス対策緊急会議」を開催し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県内で感染者が発生した場合 ② 県警職員及び家族への感染が確認された場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察署の体制 ・ 警察施設、業務拠点、装備品等の確保 <p>等、各部各所属で必要なシミュレーション、検討を実施等、最悪を想定しての体制確保に向けた準備をしている。</p>

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p> <p>【現状】</p> <p>1 対策本部盛岡地方支部について（2/21 設置）</p> <p>(1) 支部会議の開催 第1回 2/21、第2回 2/28 第3回 3/6 開催予定</p> <p>(2) 構成メンバー 局内各部長、教育事務所長、県立学校長、県立病院長、管内4警察署長 オブザーバー管内8市町（盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、葛巻町、岩手町、紫波町、矢巾町）</p> <p>2 管内市町の状況について</p> <p>(1) 対策本部の設置状況（3/5 現在） 盛岡市 2/28、滝沢市 3/3、葛巻町 2/28、岩手町 2/27、雫石町 3/6 設置予定。その他の市町は庁内連絡会議等により対応</p> <p>(2) 管内小中学校の臨時休業 市町の状況に応じて3/2～9の間に臨時休業を実施。放課後児童クラブが開所時間を延長するなどにより対応</p> <p>【課題】</p> <p>管内市町から、感染者が発生した場合の連絡体制、市町の対応等について、助言・情報提供を求められている。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>(3) 県（局）としての今後の対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き、支部会議を開催し、情報の提供や共有を図る ・ 対策本部未設置市町の設置を支援・働きかけ ・ 保健所における一般相談、中小企業等経営相談の窓口に加えて、感染者の発生状況に応じ、市町村支援の窓口設置を検討

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部の設置及び支部委員会議の開催</p> <p>(1) 地方支部設置 令和2年2月21日（奥州地方支部、花巻地方支部、一関地方支部）</p> <p>(2) 地方支部委員会議の開催</p> <p>奥州地方支部 2月25日、3月2日</p> <p>花巻地方支部 2月25日、3月2日</p> <p>一関地方支部 2月25日</p> <p>(3) 地方支部委員会議の概要</p> <p>本部会議結果、新型コロナウイルス感染症の動向、局・保健所の対応状況について、情報共有・意見交換を行った。</p> <p>2 感染症対策連絡会議の開催</p> <p>(1) 開催期日</p> <p>奥州地方支部 1月29日、2月28日</p> <p>花巻地方支部 2月4日、2月26日</p> <p>一関地方支部 1月30日、2月25日</p> <p>(2) 出席者</p> <p>医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、消防、警察、介護・高齢者福祉施設団体、保育施設団体、教育事務所、県立学校、市町</p> <p>(3) 概要</p> <p>関係機関で、現状や対応方針について情報共有・意見交換を行った。</p> <p>詳細は別紙のとおり。</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>1 地方支部委員会議等により、管内市町や関係団体等の対応状況や要望を随時把握するとともに、関係公所・団体間で連携を密に対応</p> <p>2 職員の小中学校等の休校に伴う業務への影響について随時確認し、必要な業務支援体制の確保</p> <p>＜3月2日現在の状況＞</p> <p>(1) 休暇取得（見込）者</p> <p>ア 職員（任期付職員、再任用職員含む） 684名中58名（8.5%）</p> <p>イ 非常勤職員・期限付臨時職員 231名中15名（6.5%）</p> <p>(2) 業務への影響見込み</p> <p>休校が長期間となる場合、特に職員の少ない専門業務（保健師や栄養士の業務、普及業務、工事監督業務等）に影響が出るおそれがある。</p>

管内における市町の対応及び感染症対策連絡会議の開催状況等

令和2年3月5日現在

圏域	市町名	市町の対応		感染症対策連絡会議	
		感染症対策本部 設置年月日	主な対応状況	開催期日（直近 開催のもの）	意見・要望等
花巻	花巻市	令和2年2月28日	①本部会議4回開催 ②本部HPに関連情報掲載 ③新型コロナウイルス感染症に関するチラシの作成	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症の蔓延期において、同感染症に罹患した入院患者が増加した場合、感染症指定医療機関における一般病床入院患者への対応をどのように進めたら良いか。（病院） ・院内感染を防止する観点から、新型コロナウイルス感染症患者が入院した場合の看護体制（ローテーション等）の考え方等について、情報提供願いたい。（病院） ・患者増加を見据え、医療機関で使用するマスクや消毒液の安定した供給体制を整えてほしい。（病院） ・新型インフルエンザ治療薬を活用した治験が始まっていると聞かすが、感染症指定医療機関等においても、投与ができるようにしてほしい。（病院） ・新型コロナウイルス感染症について、各市町ではどのような対応をしたら良いか、助言等願いたい。（花巻市）
	北上市	令和2年2月27日	①本部会議1回開催 ②本部HPに関連情報掲載		
	遠野市	令和2年2月21日	①対策連絡会議6回開催 ②市に相談窓口設置 ③中小企業支援（遠野市中小企業振興資金貸付）		
	西和賀町	未設置	2/28に庁内の幹事会を開催し、対策本部の設置については今後の状況を見て判断		
奥州	奥州市	令和2年2月28日	①本部会議2回開催 ②小中高生の図書館等の利用制限	令和2年2月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・国の目安だとインフルエンザの場合などに対応が遅れてしまう。また、検査実施にあたって、時間がかかるシステムはおかしいと思う。保健所の判断で検査ができる形にならないか（医師会長） ・各処から不安等もうかがえるが、非常事態となった場合、一致団結して難局を乗り越えたい。皆さんに協力をお願いします。（医師会長） ・患者が発生した場合や、休校に伴う看護師等の育児のための休暇による人員不足対策、また、休みとなった非正規の看護師等の生活の保障について考慮願いたい。（病院、看護協会） ・正しい情報を伝えるためにも、生徒や保護者向けの情報がほしい。（教育事務所、校長会） ・看護師等のPPE（防護服）脱着については、どの医療機関でもできるようにすることも大事である。（看護協会） ・搬送の際、一般の患者と動線が交わらないよう、医療機関では搬送口の確保や、職員による誘導をお願いしたい。（消防本部） ・マスク、消毒液等の不足が深刻化している。（金ヶ崎町）
	金ヶ崎町	令和2年2月27日	本部会議2回開催		
一関	一関市	令和2年2月28日	①本部会議5回開催 ②本部HPに関連情報掲載 ③庁舎内のポスター掲示 ④FMあすもや行政メールでの市民への情報提供	令和2年2月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・PPE（防護服）が不足している。ガイドラインにより、発熱4日以上様子を見ていないとインフルエンザの場合は48時間以内の治療が必要であるため治療が遅れる恐れがある。現在の休日当番医体制で感染症対策に対応できるか。（病院） ・受診者は、直接院内に入ることなく待機してもらいたい。（病院） ・インフルエンザかコロナウイルスかわからないケースなので診断基準を示してほしい。（病院） ・フェイスマスクの在庫が不足している。（病院） ・テレビ等不安をあおるので、適切な情報が必要である。マスク在庫が不足している。（病院） ・HP、FMあすも、メール等により広く市民に情報提供し対策を周知している。（一関市） ・HPでPRの他、講演会や公的機関へ予防対策について協力要請しチラシを配布している。（平泉町） ・国や県からの通知により社会福祉施設あての注意喚起通知等の対応をしている。（一関市社会福祉協議会） ・市内の家庭に注意喚起の通知を行った。受験対策はインフルエンザと同様の対応を行う。卒業式、入学式は今後通知予定、4月の修学旅行についても今後通知予定。（県南教育事務所） ・入院が必要な場合の入院先の手配は保健所で行うのか。患者家族のマスクが不足し面会制限も必要になる。（病院） ・PPE（防護服）装備については、警察全体で協議が必要である。（警察）
	平泉町	令和2年2月28日	①本部会議2回開催 ②中小企業支援 ③学校等への予防対策の協力要請、チラシ配布		

(1) これまでの取組状況 (主な現状・課題)									
<p>○ 新型コロナウイルス感染症対策本部釜石、宮古、大船渡支部を設置 (2月20日)</p> <p>○ 第1回地方支部会議 (釜石2月21日、大船渡・宮古 2月25日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新型コロナウイルス感染症の発生状況、国・県の対応状況について情報共有 ・ 管内における相談体制及び感染症患者発生時の対応を確認 <p>○ 第2回地方支部会議 (釜石・大船渡 3月3日、宮古3月5日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興局の各部室、警察署、県立病院、県立高校に加え、市町村、広域消防本部、海上保安部、釜石港湾事務所がオブザーバーとして参加 ・ 参加各組織の対策などについて情報共有 ・ 管内における相談体制及び感染症患者発生時の対応を確認 <p><市町村からの主な質問、意見></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染者が出た場合の公共施設の具体的な消毒方法について ・ 外国人からの相談があった場合の対応窓口について ・ 消毒液や非接触型体温計などの今後の入手方法について ・ 感染者が出た場合の役場でのマスク対応方法について ・ マスクや消毒液等の資材の購入に対する補助制度について ・ PCR検査に係る医療保険の適用について <p>※質問に対しては事務局 (保健福祉環境部) より回答済み。</p> <p>〔参考1〕 その他の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「対策連絡会議 (保健所、医療関係者等)」の開催 (釜石 2/4、宮古 1/31、大船渡 2/3) ・ 「帰国者・接触者相談センター」の設置 (保健所) 管内相談件数 75件 (3/4 現在、釜石 18件、宮古 24件、大船渡 33件) 主な相談内容：咳が止まらないがどうしたら良いか。微熱があるが検査はできるのか。頭痛が続いているが新型コロナの影響なのか。 ・ 「新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口」の設置 (産業振興室) ・ 健康相談・受診の目安等をリーフレットにより、関係機関・団体あて通知 <p>〔参考2〕 各市町村対策本部の設置状況等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地方支部</th> <th>管内市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>釜石</td> <td>釜石市 2/28、大槌町 2/28</td> </tr> <tr> <td>宮古</td> <td>宮古市 2/28、岩泉町 2/19、山田町 2/28、田野畑村 2/26</td> </tr> <tr> <td>大船渡</td> <td>大船渡市 2/18、陸前高田市 2/18、住田町 2/18</td> </tr> </tbody> </table>		地方支部	管内市町村	釜石	釜石市 2/28、大槌町 2/28	宮古	宮古市 2/28、岩泉町 2/19、山田町 2/28、田野畑村 2/26	大船渡	大船渡市 2/18、陸前高田市 2/18、住田町 2/18
地方支部	管内市町村								
釜石	釜石市 2/28、大槌町 2/28								
宮古	宮古市 2/28、岩泉町 2/19、山田町 2/28、田野畑村 2/26								
大船渡	大船渡市 2/18、陸前高田市 2/18、住田町 2/18								
(2) 国からの要請等の状況 (内容)									
(3) 県としての今後の対応方針									
<ul style="list-style-type: none"> ・ 引き続き地方支部会議等を通じて情報共有を行う 									

<p>(1) これまでの取組状況（主な現状・課題）</p>
<p>1 新型コロナウイルス感染症対策連絡会の開催（管内医療機関、市町村、警察署、消防本部、保健所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・久慈保健所：2月6日開催 ・二戸保健所：3月3日開催 <p>2 新型コロナウイルス感染症対策本部地方支部委員会議の開催</p> <p>【久慈地方支部】[令和2年2月21日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：2月25日（各部（室）、審査指導監、教育事務所、久慈病院、久慈高校、久慈警察署） ・第2回：2月27日（ 〃 ） ・第3回：3月6日（ 〃 、管内市町村がオブザーバー出席） <p>【二戸地方支部】[令和2年2月21日設置]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回：2月25日（各センター（センター内室含む）、審査指導監） ・第2回：2月27日（ 〃 ） ・第3回：3月3日（ 〃 ） ・第4回：3月6日（ 〃 、管内市町村がオブザーバー出席） <p>3 中小企業向け金融相談窓口の設置（3月2日）</p> <p>4 県主催の会議、研修等の見直し（中止・縮小・延期）の他、次の感染症予防策を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・参加者の体温測定 ・参加者の手指消毒 <p>5 久慈・二戸地区合同庁舎に手指消毒用アルコール・啓発ポスター等の設置、受付カウンター等の消毒徹底</p> <p>6 感染症対策啓発チラシの市町村を通じた全戸配布</p>
<p>(2) 国からの要請等の状況（内容）</p>
<p>(3) 県としての今後の対応方針</p>
<p>国の直近の動向等を踏まえ、管内医療機関と保健所及び帰国者・接触者外来との連携体制に係る打合せの開催を検討中</p>

県民の皆様へのメッセージ

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、県では、知事を本部長とする対策本部を設置し、

「帰国者・接触者外来」及び「帰国者・接触者相談センター」の設置により、感染が疑われる事例についての様々な相談にきめ細かく対応し、必要に応じて、検査、治療へと円滑につなげていく体制を構築し、感染拡大の防止を図るとともに、

県民の安全安心に密接に関係する各分野の団体とも連携し、社会・経済への影響の抑止に向けた対応を行ってきました。

幸い、これまで、県内における感染は確認されておりませんが、国内において、感染経路等の特定が困難な事例を含め、感染者の拡大が続いておりますことから、様々な不安を抱かれる県民の方々も多くおられるものと存じます。

宮城県の事例にみられるようにダイヤモンドプリンセス号から下船された方で、地元に戻られてから感染が明らかになるような場合があります。

岩手県では、ダイヤモンドプリンセス号に乗船していた方が本県に戻っているという情報は国からは得ていないところですが、県外で感染し、岩手県に戻った方がいた場合には、岩手県内で検査を受けて、適切な治療を受けられる体制は整っています。

このように一人ずつ感染者が確認された場合に対応するには十分な体制であり

ますが、東京の屋形船でのケースのように、一度に大勢の人に感染する、いわゆるクラスターが県内で発生した場合には、初動には対応できますが、感染の拡大状況によっては、国に支援を求めていく形になります。

新型コロナウイルスは、感染した人の8割は他人に感染させていないということですが、一人から多くの人に感染させる事例も確認されていることから、集団感染の発生を防ぐことが重要と考えています。

県民の皆様には次のことをお願いしたいと思います。

- ・ 自分自身と周囲の方々を感染から守るために、通常の感染防止策が極めて重要であることをご理解いただき、手洗い、咳エチケットを正しい方法で徹底していただくこと
- ・ 風邪のような症状がある場合には、無理をせず、会社、学校などを休み、外出を控えるとともに、発熱や呼吸器症状が続く場合など、心配な方は、「帰国者・接触者相談センター」に電話で相談いただくこと

相談の内容に応じて、帰国者・接触者外来に案内し、新型コロナウイルス感染症の検査等に進んでいただく場合や、また、症状などから、それぞれの疾病、持病に応じて、かかりつけ医への受療あるいは自宅での安静・療養などにそれぞれ御案内していきます。

- ・ トイレットペーパーなどの品不足が問題になっていますが、トイレットペーパーはほぼ全て国産で賄われているとのことであり、国内で不足する

不安は全くありませんので、普通の消費行動をお願いしたいと思います。

- 一方で、マスクについては、中国からの輸入に大きく頼っていたことから、現在、全国的に不足している状況にあります。国が業界団体に大幅な増産を要請するとともに、医療の現場など優先度の高いところから供給することとなっていますので、ご協力をお願いします。

以上が、今の段階で県民の皆様にお伝えしたいことです。

県民の皆様には、適切な情報に基づいた対応を心がけていただくとともに、ご自身と周囲の方々を守るために、ご協力をいただくようお願いいたします。

令和2年3月6日

岩手県知事 達増 拓也